

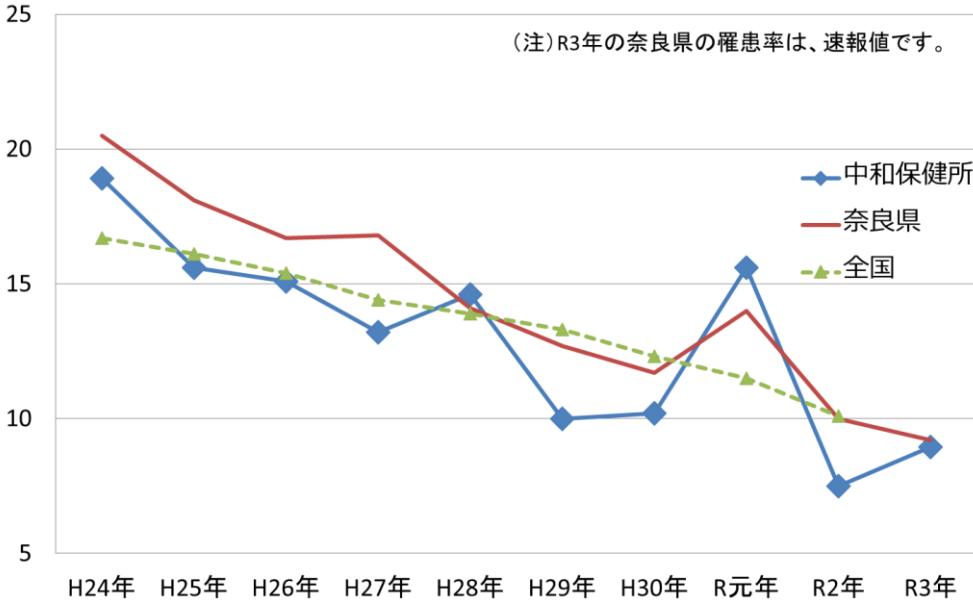
中和保健所結核だより

令和4年9月

(注) 「中和保健所結核だより」では、統合前の葛城保健所管内を「西部」、桜井保健所管内を「東部」としています。

(1) 奈良県および中和保健所管内の結核の現状

中和保健所・奈良県・全国の罹患率（人口10万対）年次推移



全国的にも、結核患者数が減っていますが、罹患率が減少した理由として、新型コロナウイルス感染症の影響で、受診控えや健診の未受診が影響していることが考えられます。

奈良県の結核罹患率は、H31年は14.0で全国ワースト5位でしたが、以降は減少傾向です。

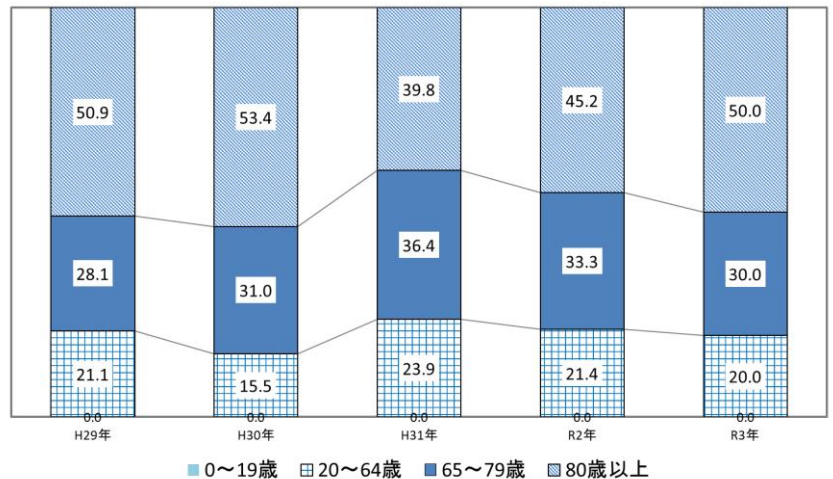
中和保健所管内で、R3年に新たに見つかった結核患者は50人（潜在性結核感染症を除く）で、罹患率は9.2と、低蔓延国基準の10を下回りました。（図1）。令和3年1月1日～令和3年12月31日までの間で、結核死亡された方は、7名でした。

(2) 高齢者の結核

令和3年の管内の結核患者の内、40人（約80%）が、65歳以上です。特に、80歳以上が50%を占めています。

医療機関におかれましては、高齢者の肺炎症状や長引く咳には、結核の診断も視野に、結核既往歴の把握および、胸部レントゲン検査、喀痰検査（抗酸菌検査）などの実施をお願いいたします。

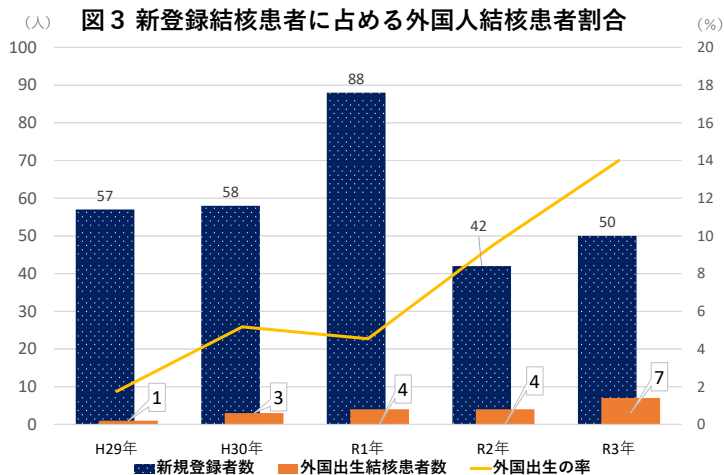
結核患者の年齢区分別割合（中和保健所新登録患者） (%)



(3) 外国出生者の結核

管内では、平成29年から令和3年は、毎年1~7名の患者の発生がありました。R3年は7人の外国出生者（ベトナム3人、ミャンマー、フィリピン、中国、ネパール各1名）の登録があり全体の14%をしめていました。（図3）

年齢区分では、20代~30代と若いです。もともと結核の高蔓延国出身であることに加え、外国での慣れない生活環境によって、発病するケースが多く、外国出生の働き盛り世代に対しても、結核を念頭においた診療をお願いいたします。



(4) 予防可能例

予防可能例とは、新規登録患者で菌陽性肺結核患者のうち、結核に関する既存の諸制度が十分活用され、予防のための方策が効率的かつ適切に行われていれば、新たな感染、発病（または再発）、あるいは重症化の予防が期待できたと考えられる事例です。予防可能例とされる要因は下記に分類されます。

〈 要因 〉

- 発見の大幅な遅れ**：症状出現から診断まで3か月以上
 受診の遅れ：症状出現から初診までおおよそ2か月以上
 診断の遅れ：初診から診断までおおよそ1か月以上
- 健診の長期未受診**：65歳以上で最近3年間胸部X線検査未受診
- 定期健康診断事後管理の不徹底**：要精密検査あるいは要治療者の放置
- 接触者健診の不徹底**：高感染性結核患者の濃厚接触者に対するQFT検査（またはツ反）の未実施、QFT検査等によりLTBIと診断された者に対する治療の不徹底、健診時期の遅れ等
- 予防可能例からの二次感染**：発見の大幅に遅れた患者からの二次感染等
- その他**：治療拒否・中断者からの感染、院内・施設内感染、結核ハイリスク疾患（糖尿病、腎透析、免疫抑制状態にある場合等）の放置、管理不良例からの発病等

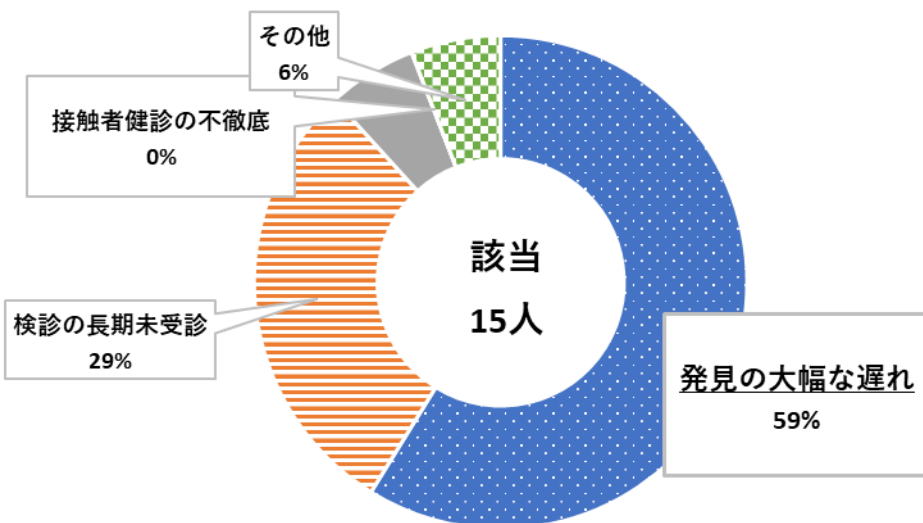


図4 予防可能例該当者の要因の内訳

R3年の予防可能例の要因別割合をみると、「発見の大幅な遅れ」や「健診の長期未受診」の要因が約6割を占めます。

医療機関におかれましては、高齢者の風邪症状や長引く咳には、結核を疑った検査の実施をお願いします。

また年に1回の、定期健診（胸部レントゲン検査）の勧奨をお願いします。

表1 令和3年の市町村別結核登録患者数・罹患率

年次 市町村名	H29	H30	R元	R2	R3
大和高田市	6 (9.5)	4 (6.4)	11 (17.8)	4 (6.5)	6 (9.8)
御所市	2 (7.7)	8 (31.4)	8 (32.0)	6 (24.5)	3 (12.7)
香芝市	3 (3.8)	7 (8.9)	14 (17.9)	3 (3.8)	3 (3.9)
葛城市	4 (10.9)	5 (13.5)	3 (8.1)	5 (13.5)	4 (10.8)
上牧町	5 (23.0)	4 (18.6)	5 (23.5)	4 (18.9)	0 (0.0)
王寺町	1 (4.3)	1 (4.2)	1 (4.2)	0 (0.0)	3 (12.5)
広陵町	5 (14.9)	4 (11.9)	6 (17.8)	1 (3.0)	3 (8.8)
河合町	4 (22.8)	2 (11.5)	6 (34.9)	1 (5.9)	2 (11.8)
小計(西部)	30 (10.0)	35 (11.7)	54 (18.1)	24 (8.1)	24 (8.1)
橿原市	11 (8.9)	10 (8.2)	15 (12.3)	6 (4.9)	11 (9.1)
桜井市	2 (3.6)	7 (12.6)	7 (12.7)	6 (11.0)	6 (11.0)
宇陀市	4 (13.4)	3 (10.3)	4 (14.0)	2 (7.2)	0 (0.0)
川西町	1 (11.8)	0 (0.0)	2 (23.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
三宅町	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (30.3)	1 (15.3)	0 (0.0)
田原本町	4 (12.8)	1 (3.2)	4 (12.9)	1 (3.2)	6 (19.3)
曾爾村	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
御杖村	1 (61.3)	1 (63.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高取町	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (15.0)	3 (45.6)
明日香村	2 (37.0)	1 (18.7)	0 (0.0)	1 (19.0)	0 (0.0)
小計(東部)	27 (10.0)	23 (8.6)	34 (12.7)	18 (6.8)	26 (9.9)
合計	57 (10.0)	58 (10.2)	88 (15.6)	42 (7.5)	50 (8.96)
奈良県	12.7	11.7	14.0	10.0	9.2
全国	13.3	12.3	11.5	10.1	

表2 令和3年の市町村別結核年齢別登録患者数

市町村		0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	計
西部	大和高田市	0	0	0	1	1	1	0	0	3	6
	御所市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	香芝市	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	葛城市	0	0	1	0	0	0	0	2	1	4
	上牧町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	王寺町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
	広陵町	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	河合町	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	小計	0	0	2	2	1	1	0	4	14	24
東部	橿原市	0	0	2	2	0	0	0	1	6	11
	桜井市	0	0	0	0	0	0	1	2	3	6
	宇陀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田原本町	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6
	曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高取町	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
	明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	2	0	0	1	10	11	26
合計	0	0	4	4	1	1	1	14	25	50	

(4)届出について

結核患者を診断した医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第12条第1項に基づき、結核発生届を「直ちに」管轄の保健所長を経由して、都道府県知事に届け出なければなりません。同様に「潜在性結核感染症」の場合も「結核発生届」が必要です。

(届出基準・発生届は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。)

以下の図にあるように保健所は、結核発生届の受理後、早期に患者と面接し、届出日から登録除外まで、療養支援を行なっています。

